令和元年７月９日

政策地域部 調査統計課

統計調査員（小売物価統計調査）による不適切な事務の発生について

小売物価統計調査（総務省所管）の調査員（１名）が、対象店舗を毎月訪問して調査対象品目の価格を報告すべきところ、訪問調査を行うことなく報告していたという不適切な事務が判明しました。

今後は、このような不適切な事務が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

１ 経緯

|  |  |
| --- | --- |
| 月 日 | 内 容 |
| 6月12日 〜14日 | 当該調査員から６月の価格調査ができない旨の申し出があり、県職員及び他の調査員が分担して調査。その結果、前月の価格と相違する品目が84品目（47店舗）あった。 |
| 6月18日 | 当該調査員に事情聴取した結果、一部店舗について、平成27年４月から年に２～３回など不定期に調査を行っていたことが判明した。 |
| 6月24日 〜27日 | 相違品目について、県職員が再調査を実施した結果、19品目（12店舗）について不適切な調査による価格修正が必要となることが判明した。 |
| 7月１日 | 総務省に対し、本事案の発生を報告 |
| 7月2日 | 当該調査員が辞任 |

２ 毎月訪問をしなかった主な理由（調査員の申立による）

・多忙を理由に調査に応じてもらえなかった調査対象店舗があった。

・調査対象店舗によっては、金額が変わらないので毎月調査の必要はないと言われた。

・調査対象店舗も多く、期間内（３日間）に全てを回り切れなかった。

３ 公表済の数値への影響

本調査結果により作成する『消費者物価指数』の公表済数値への影響はない。

４ 他の調査員（11名）に対する調査実態の確認

他の小売物価統計調査員（11名）については、適切に調査をしていることを確認した。

５ 再発防止策について

　 各調査員に対する事務打合せ会を開催し、改めて注意喚起し、指導を徹底するとともに、今後は、職員が調査に同行し、調査方法等を確認・指導するなど、事案の再発防止を徹底する。

【小売物価統計調査】

統 計 法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（総務省所管の法定受託事務）

目　 的 消費生活上重要な小売価格、サービス料金及び家賃等を毎月調査し、消費者物価指数やその他物価に関する基礎資料を得ること

調査方法 毎月調査（調査店舗：全国約27,000店舗，県内約285店舗）

調査項目 品目・銘柄別の小売価格又はサービス料金等

 ※小売物価統計調査の調査員は、知事が任命する非常勤特別職の地方公務員である。

調査項目 品目・銘柄別の小売価格又はサービス料金等調査項目 品目・銘柄別の小売価格又はサービス料金等

【統計調査員】非常勤特別職の地方公務員

【統計調査員】非常勤特別職の地方公務員